

明治三十三年改正 久慈町漁業組合同規約

(活字印刷)

国立史料館蔵(茨城県立歴史館写真真版)

明治三十三年改正

〔表紙〕

凡例

- 1 明らかな誤植は訂正した。
- 2 正字は常用漢字に置き換えたが、一部残したのもある。
- 3 「」内は割書き、その中の／は改行位置
- 4 へは編者註

久慈町漁業組合同規約

茨城県指令第一二三〇号

久慈郡久慈町漁業組合

組長 荒川友重

明治三十三年三月三十一日願漁業組合同規約改正の件認可す

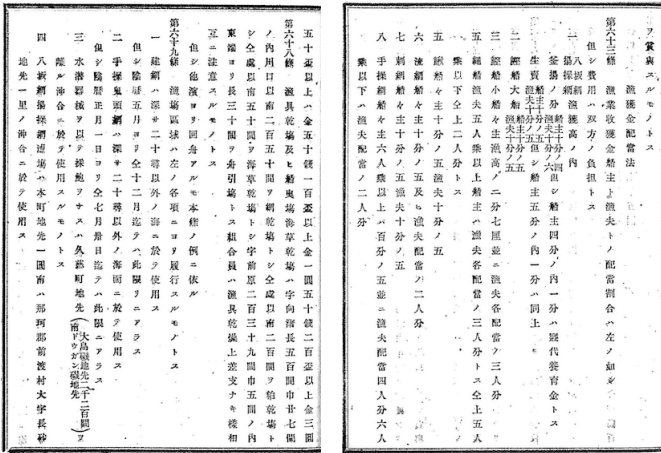
明治三十三年四月五日

茨城県知事 柏田盛文

久慈町漁業組合同規約

〔改丁〕

- 第一条 本組合は久慈町漁業組合と称す
- 第二条 本組合は事務所を久慈町本町に置く
- 第三条 本組合は業務上の弊害を矯正し改良発達を図るを以て目的とす
- 第四条 本組合において執行する事項左の如し
 - 一 漁具及漁法改良発達を図ること
 - 二 魚松林保護及栽植に関すること
 - 三 漁場探検及拡張に関すること



四 漁夫雇人及解雇に関する事

五 漁夫の保護及び監督に関する事

六 水産業熟練の者を聘し又は必要の場合に於ては組合員を他府県に派出し業務を研究すること

七 他組合に気脈を通ずること

八 水産上の集談会を開くこと

九 博覧会品評会共進会に関する事

十 漁業上の紛議仲裁に関する事

十一 業務上の調査及統計報告に関する事

十二 漁業者難破船救済方法に関する事

十三 組合基本財産蓄積に関する事

十四 斯業上功労者表彰に関する事

十五 漁業奨励に関する事

十六 監署の諮問質疑応答に関する事

役員組織及職務権限

第五条 本組合に左の役員を置く

組長 一名 副組長 一名

幹事 二名 監査役 二名

書記 二名以内

第六条 役員は名誉職とし組合員中より組合会議員に於て選挙す

但役員には相当の手当てを給す、且便宜之を有給とし又は組合外より選任することを得、書記は組長之を任免す

第七条 役員は任期は満三ヶ年とす、但任期満限后再撰するも妨なし

第八条 役員は故なく其当選を辞することを得す

但満期后三ヶ年を経過せざるものは本条の限にあらざす

第九条 組長は組合一切の業務を総理し役員を指定監督す

第十条 組長の担任すべき事項概ね左の如し

一 組合会議員を招集し会議の議長となり並に議案を提出し決議を執行す

但議決規約に背き又は實際施行すべからざると認むるときは理由を示して施行を停止し之を再議せしめ尚更めざるときは知事の認可を経て原案を執行することを得

二 外部に対し組合を代表し組合の名義を以て訴訟を提起し和解を約諾しその他外部に対し交渉すること

三 組合の権利財産を保護監督すること

四 組合の名簿及選挙名簿を整理すること

五 漁業上及組合員間に起る紛議を調停すること

六 歳入歳出予算並に其賦課徴収分金を定め組合会に提出すること

七 歳入出決算書を整理し通常会に報告すること

八 豫算額内を以て必要なる附属具及使丁を任用すること

九 組合基本金の預入をなすこと

十 違約処分に関する事

十一 書記使丁の慰労手当を給与すること

十二 前項の外組合に係る臨時の事務を処理すること

第十一条 組合長は監督上必要ありと認むるときは随時

組合会議員を招集することを得

第十二条 組長は其職務の一部を役員に委任することを
得

第十三条 組長は組合業務上に付學術技藝又は經驗功勞
ある人を聘し組合顧問となすことを得

但顧問には相當の報酬を与ふることを得

第十四条 副組合長は常に組長を補佐し組長事故あると
きは其職務を代理す

第十五条 幹事は組長副組長の指揮を受け組合に関する
業務に従事す

第十六条 会計は副組長において兼任するものとす

第十七条 総て金錢の支出は組長の命令あるにあらざれ
は支出することを得ず、擅に支出したるときは會計主
任の損失に帰するものとす

第十八条 會計主任者は毎月の出納を整理し翌月五日迄
に組長に提出し捺印を受くるものとす

第十九条 分金の収入支出を補へ剰余金あるときは組長
の指揮を受け貯金するものとす

但組長に於て随時貯金を命ずることあるへし

第二十条 収入寡少にして支出を補ひ能はざるときは組
長の指揮を受け貯金の払戻をなすことを得

第二十一条 監査役は漁獲高記載簿金錢出納簿及組合員水
揚金高取調帳等の正否を検査し其旨組長に申告すへし

第二十二条 組長は此規約に基き處務規定を設けることを
得

第二十三条 組合会議員は十二名とし組合員中より之を撰
挙す

第二十四条 組合議員たるを得べきものは年齢満二十才以
上とす

但左の各項に該当するものは議員たるを得ず

- 一 公権剥奪及停止中のもの
- 二 復権せざる破産者及家資分散のもの
- 三 信用を害する罪及禁錮以上の刑に處せられたるもの

四 組合規約の處分を受けたるもの及處分中のもの

但處分後六ヶ年を経たるものは此限りにあらず
第二十五条 議員の任期は四ヶ年とす

但議員に欠員を生したるときは補欠撰挙を行ふへ
し、補欠議員は前任者の残任期間在職するものとす

第二十六条 議員は役員を兼することを得

第二十七条 議員選挙を行ふときは撰挙前卅日を限り撰挙
名簿を調製し七日間組合事務所に於て関係者の縦覧に
共すへし、もし関係者に於て異議あるときは同期間内
に之を組合長に申立つへし、組長は組合会の決議によ
り名簿を修正すへきときは選挙前十日を限りて之に修
正を加へて確定名簿となし之に似に登録せざるものは選
挙に関することを得ず、但本条により確定したる名簿
は当選を辞し若しくは撰挙の無効となりたる場合更に
撰挙をなすときも亦之を適用す

第二十八条 撰挙を執行するときは組長は撰挙の場所日時
を定め及撰挙すへき議員の数を選挙前七日を限りて之
を事務所前面に公告し併て有権者に告達するものとす

第二十九条 撰挙は普通撰挙法による

第三十条 選挙終りたるときは組長は当選者に当選の旨

を通知し其承諾書を徴し組合員一般に告示するものとす

第卅一条 擅に当撰を辞することを得ず

但議員任期満限后四ヶ年を経過せざるものは此限にあらす

第卅二条 議員の撰挙は無記名投票とし其多数を得たるものを以て当撰者とす、投票同数なるときは年長を取り同年なるときは議長自ら抽籤して其当撰者を定むべし

第卅三条 通常会は毎年陰曆正月元日を以て開会す

但臨時必要な場合に於ては組長臨時会を開くことを得、且議員五名以上の請求あるときも亦同し

第卅四条 組合会議に於て議定すべき事項概ね左の如し

一 組合規約の更生加除

二 組合費を支出すべき事業

三 組合経費の収支豫算及賦課徴収法並に蓄積金額

四 組合動産不動産の賣買交換譲與並に質入書入をなすこと

五 決算報告を認定すること

六 組合規約違反者處分に関する事

七 第四条の事項の議決又は認定

八 歳入歳出を議定し豫算外又は豫算超過の支出を認定すること

九 組合役員議員及顧問の報酬旅費給料其他給與に関する事

十 組合利害に關し主務官廳への建議

十一 業務上に対し功勞あるものを表彰すること

十二 各項の外本組合に必要な事件

第卅五条 会議は議員半数以上出席するにあらざれば開会することを得ず

第卅六条 議長は組長を以て之に充つ

但組長事故あるときは副組長若しくは議員中より互撰す

第卅七条 会議は過半数に依て決す、可否同数なるときは議長の決する處による

第卅八条 開会の通告及議按は議長より開会五日前に之を發す

但急施を要する事件並に臨時会は此限にあらす

第卅九条 議事の要旨は組合役員に於て説明すべし

但役員（辨明員）は決議の数に加ふるを得ず

第四十条 会議の書記は議長之を撰任す

第四十一条 会議は傍聴を許す

但議長の見解又は議員三分の一の請求に依て傍聴を禁ずることあるべし

第四十二条 議長は議事を整理し議会の秩序を保持す、若し議事を妨害する等の所為あるときは議長之を制止し又は退場せしむ

第四十三条 会議の事項は議事録を製し議事の顛末を記録し議長及議員二名以上連署名捺印すべし

第四十四条 議員議案を議決せざるときは組長は知事の認可を得原案を施行し又は臨時の處分をなすことを得

第四十五条 議事細則は別に之を定む、其規則に違背したる議員には二円以下の過怠金を科する罰則を設くる

ことを得

組合員

第四十六条 組合員は信義を旨とし互に相救済するの義務あるものとす

第四十七条 組合員にして組合外のものとして共同して漁業をなさんとするときは其契約事項を提供して組長の承諾を経へし

第四十八条 組合員は業務上の利害得失に関し組長に意見を開申することを得

第四十九条 開廃業の届書には組長の認印を申請すへし

第五十条 新に本組合に加入せんとするものは其旨事務所に届出組長の承諾を得て出船等の手續をなすへし

第五十一条 本組合設置の地に於て漁業をなすものは必ず本組合に加盟すへし

第五十二条 本組合に加盟せず猥りに本組規約を妨害するものあるときは本組合は相當の手續を経て之を告発し若くは相當の制裁を加ふるものとす

漁夫の雇入及解雇

第五十三条 漁夫の雇入及び解雇の弊害を矯正する為め左の各項を履行するものとす

一 本組合には漁夫名簿を作り雇主被雇人の申請に依り其の異動ある毎に詳細記入すへし

二 雇主より被雇者に雇入証書を交付し置き解雇の時は直に解雇証書と引換へるものとす

三 漁夫を雇入れんとするときは前雇主の解雇証書を有するものにあらざれば雇入ることを得ず

四 雇入漁夫失踪逃亡したるときは雇主より本組合に届出へし、本組合は一面は組合員に一面は縣聯合

会に報告し搜索の手續をなすへし

五 雇入解雇証を紛失又は毀損したるときは再渡の手續をなすへし

六 雇主と漁夫との貸借を明瞭ならしむる為め貸金台帳を備置き之れに依り漁夫に通帳を渡置き相互の貸借を明瞭にすへし

七 漁夫の貸與金は相續人に於て負担の義務あるものとす

八 八坂網揚繰網は習慣により男子の強弱に依り三才より十五才迄て第六十三条一項の漁夫配当高二分に相當（老円の配当なれば二十錢）を配当を受くるものなるを以て十五才より廿五ヶ年間乗込の義務を有す、若し擅に他船に乗換へんとする者ある時は同業者に於て一切雇入らるゝことを得ず

九 雇入証解雇証左の例に依る

雇入証	漁夫 何ノ誰
右雇入ラ証ス	何船主
年月日 何ノ誰	

解雇証	漁夫 何ノ誰
右解雇ス	何船主
年月日 何ノ誰	

漁夫保護及奨励

第五十四条 漁夫保護及び奨励は左の各項に依り組合会の決議を経て組長に於て執行するものとす

一 漁具の發明且つ改良の實を顕はしたるものには金二十円以内を賞與するものとす

二 漁夫技藝に熟達し他数漁夫の模範たるものと

きは十円以内を賞與するものとす

三 漁夫被難者の救助に盡力したるときは金二十円以内を賞與するものとす

第五十五条 漁夫業務の為め死傷あるときは左の各項により組合会の決議を以て組長に於て履行するものとす

一 漁夫業務の為め死亡したる時は遺族扶助料として金十円以上三十円以下を給與するものとす

二 漁夫業務の為め負傷したるときは軽重により十五円以内の手当を給與するものとす

三 漁夫被難者救助の為め死傷ありたるときは特に十円以上六十円以下を給與するものとす

出船初に関する規程

第五十六条 出船初は左の各項に依るものとす

一 毎年陰曆正月二日とす、但し激浪風雨の為め出船能はさるときは順延の事

二 八坂網揚繰網漁業者にして毎年末日迄を漁業に従事したるときは出船初めを別に定むる規程の単に順番をして適用し出船するものとす

三 八坂網揚繰網漁業者毎年陰曆末日迄て漁業をなさるときは雜釣漁業者第一番及び第二番漁獲者に於て出船初し行ふ者とす

四 河口より出船するときは釜坂に着船の上出船するものとす、又釜坂より出船するときは入川の上出船するものとす

淡汐より出船するときも亦全し

五 出船初を執行したる者には祝金を給するものとす

六 出船初めをなしたる漁業者は一ヶ年間先賣權を有

す

第五十七条 洪水の為め警報ありしときは組合員は一戸壹名つゝ必ず役員指定の場所に参集するものとす

但し一戸壹名は義務とし其他の出場者には相当の手当を給するものとす

第五十八条 漁季節は左の各項に依り履行するものとす

一 春 「八坂網／揚繰網船」 陰曆正月二日より至五月四日

二 夏 「八坂網／揚繰網船」 舊五月五日より至九月十八日

三 秋 「全」／「全」 舊九月十九日より至十二月卅日

四 鰹釣船 舊五月五日より至九月十八日

五 流網船 舊正月二日より至五月四日

六 釣漁船 舊正月二日より至五月四日

七 秋釣漁船 舊九月十九日より至十二月卅日

第五十九条 八坂網揚繰網鰹漁に限り使役する水夫は左の各項に依るものとす

一 陰曆正月二日より全五月四日迄て同九月十九日より全十二月卅日まで八坂網揚繰網に従事せしむ

二 陰曆五月五日より全九月十八日迄て鰹漁に従事せしむ

三 鰹漁業にして季節中乗組水夫を使用し他の漁業を営む場合は他の八坂網揚繰網漁業に義務ある水夫を使用する事を得す

四 陰曆五月間に相当する時は閏月にあらざる五月廿日迄て八坂網揚繰網に従事せしめ陰曆九月閏月に

相当する時は閏月の九月三日迄鯉漁に従事せしむ
第六十条 八坂網揚繰網漁鯉漁季節中と雖とも出船なき
時は前五十八条各項を適用せず

但し同業者雇入れの漁夫を一時乗合と唱ひ乗舟せし
むる時は必ず其雇主の承諾を受け乗船せしむへし

遭難者救助に関する規程

第六十一条 同業者漁業中風災其他の厄難に遭遇する者
或は難破船に罹る者を認めたる場合には組合より救助
舟発し若くは火を掲げ又は鼓鐘の合図を以て其方向を
告知救護に盡力すへし

第六十二条 難破舟あるを認め漁業を擲ち人命を救助の
為其難處に赴き救助に盡力したる者は左の標準を以て
賞與するものとす

- 第一着に漕ぎ寄せ救助せし舟 標幟 金十円以内
- 第二着 全 金七円以内
- 第三着 全 金五円以内

但し始終一艘にして救助を為したる者及び救助の為
め漁具を流失又は破損等ある者へは其実況の難易に
より金十円以上五十円以下を賞與するものとす、最
も空舟引揚に盡力したる者へは標幟を賞與するもの
とす

漁獲金配当法

第六十三条 漁業収穫金船主と漁夫との配当割合は左の
如し

但し費用は双方の負担とす

- 一 八坂網揚繰網 漁獲高の内

釜揚げの分 「船主十分の四／漁夫十分の六」 但

し船主四分の内一分は寝代養育金とす
生賣 「船主十分の五／漁夫十分の五」 但し船
主五分の内一分は同上

- 二 鯉船大船 「船主十分の五／漁夫十分の五」
- 三 鯉船小船々主主漁高の二分七厘並びに漁夫各配当
の三分分

四 繩船漁夫五人乗以上、船主は漁夫各配当の三分分
とす、同上五人乗り以下同上二人分とす

- 五 鰍船々主十分の五、漁夫十分の五
- 六 流網船々主十分の五及び漁夫配当の二人分
- 七 刺網船々主十分の五、漁夫十分の五
- 八 手繰網船々主六人乗以上は百分の五並に漁夫配当
四人分、六人乗以下は漁夫配当の二人分

- 九 罾網船々主十分の四、漁夫十分の六
- 十 建網船々主は漁夫配当の二人分

第六十四条 漁業奨励の為め前五十八条各項の期限内に
於て漁獲したる最高金額の者を一番し三番迄て左の区
別に依り組長に於て賞與するものとす

- 一 船主へは標幟壹枚（「八坂網／揚繰網」）に限り
四枚船頭には各万祝衣壹枚つゝ

第六十五条 漁夫奨励の為め八坂網揚繰網漁獲高春秋各
千円以上に夏は七百円以上に達するときは各漁夫一名
に萬祝衣一枚つゝ船主より賞與するものとす

第六十六条 鯉釣船は漁高千円以上に達するときは船主
より萬祝衣壹枚つゝ一人に賞與するものとす

第六十七条 鰯の群集を発見し目標を掲げ事務處に通報
したる者へは左の區別に依り賞與するものとす

第一番着船通報者へは 「八坂網／揚繰網」 船一組、該日漁高五十盃以上金一円、百盃以上金三元、二百盃以上金五円

第二番着船 全上

五十盃以上は金五十銭、一百盃以上金一円五十銭、二百杯以上金三元

第六十八條 漁具乾場及び船曳場海草乾場は字向渚長五百間中廿七間の内河口以南二百五十間を網乾場とし全處以南二百件を粕乾場とし全處以南五十間を海草乾場とし字前原二百三十九間幅五間の内東端より長三十間を船引場とす、組合員は漁具乾燥上差支なき様相互に注意するものとす

但し他浜より廻舟あるも本条の例に依る

第六十九條 漁場区域は左の各項により履行するものとす

一 建網は深さ二十尋以外の海に於て使用す

但し陰曆五月より全十二月迄ては此限りにあらず

二 手繰鬼頭網は深さ二十尋以外の海面に於て使用す

但し陰曆正月一日より全七月卅日迄ては此限にあらず

三 水潜器械を以て採鮑をなすは久慈町地先（「大島磯地先二千二百間／南ドウガン磯地先」）を離る沖合に於て使用す

四 八坂網揚繰網漁場は本町地先一円南は那珂郡前渡村大字長砂地先一里の沖合に於て使用す

但し全網使用季節中は刺網立網手繰網の使用を禁ず、最も陰曆五月十日より全九月一日迄ては此限

りにあらず、但出舟なきも亦然り

第七十條 魚類の群集を発見し出舟の順序捕獲に關しては左の各項に依るへし

一 漁業者魚群を発見し目標（方言まねき）を掲げ

たる舟先捕者とし相次くもの順序を覆して之が漁獲をなし必しも粗暴をなし妨害を與ふ可らず

二 出舟に際し先進舟波間（方言なま）を窺ふ為め進行休止に当り後進舟は必ず順序を履み苟も衝突妨害をなすべからず

第七十一條 鮑の増殖を図るため左の制限を設く

一 鮑の長さ三寸以下の者（イヌ）を捕獲せざるものとす

二 捕獲の季節は毎年陰曆四月より同九月迄とす

三 新菜は鮑の食物たるを以て何人と雖とも刈採を禁ずるものとす

四 採鮑漁具の改良を為すは妨なしと雖とも増殖に妨害ある漁具を使用するへからず

第七十二條 鮑漁場は久慈町地先東は大島磯地先二千二百間南（どおがん）磯迄（別紙図面〈缺〉）とす、但し鮑漁場内に於ては潜水器械の使用を禁ず

第七十三條 組合員中遭難の爲め漁具を流失し漁業を営む能はざるものある時は組合積立金の内より金百円以内無利子にて貸與するものとす

但し貸與金額は漁獲高の二十分の一を納め返済するものとす

第七十四條 前条の返済を怠り又は詐欺の所為ありと認めたるときは直に皆済せしむ

組合帳簿印章

第七十五条 組合事務所に左の帳簿及び印章を備置くものとす

- 一 組合人名簿漁獲記載簿
- 一 金銭出納御簿
- 一 漁業日誌
- 一 漁夫名簿

〈印図版 略〉

第七十六条 組合員は左の帳簿を製し置き月末毎に事務所の調査を受くるものとす

- 一 水揚金高取調帳
- 一 漁夫貸金台帳

違約者處分に関する規程

第七十七条 組合会の決議に係る漁獲高分金の徴収を拒む者は金十円以下の違約金を徴収す

第七十八条 組合役員に於て鮮魚を分税として徴収に際し異議を唱ひ徴収に応せざる者ある時は役員は其漁獲高を調査し一応本人に申聞せて組長の指揮を受け徴収す、此場合は金三円以上十五円以下の違約金を徴収す

但し本条の場合役員の調査に対し後日異議を唱ふることを得ず

第七十九条 第四十七条第五十二条第五十三条三項を犯したるものあるときは金十円以下の違約金を徴収す

第八十条 第五十八条第五十九条各項第六十九条各項第七十条各項第七十一条各項に違背したるものは金五円以上十五円以下の違約金を徴収す

第八十一条 分税の怠納違約金の滞納者にして催促再回に及び尚滞納するものあるときは出訴の手續きを為すものとす

第八十二条 第八条第三十一条に違背したるものあるときは金十円以上の違約金を徴収するものとす

第八十三条 第五十六条各項に違ふものあるときは金十円以上百円以下の違約金を徴収す

第八十四条 第五十七条に違背したるものあるときは二十円以下の違約金を徴収す

役員懲戒處分

第八十五条 組合役員にして失誤怠慢若くは不正の所為あるときは組合会議に於て左の區別に依り之を懲戒す

- 一 譴責
- 二 過怠金
- 三 解職

第八十六条 譴責は懲戒の輕きものとし譴責書を付す

第八十七条 過怠金は十錢より少なからず五円より多からざる範圍内を以て徴収す

第八十八条 解職は懲戒再三に及ひたるもの又は情狀最も重きもの其職務を盡さる者に対して之を行ふ

第八十九条 組長の懲戒は組合会議に於て之を議定し縣聯を以て之れを行ふ

第九十条 本規約の改正又は改削増補したるときは其都度郡廳へ届出認可を請くるものとす